試薬に関連する法規制の動き(令和6年4月1日~6月30日)

	^	ページ
1.	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関連の改正	1
2.	労働安全衛生法(安衛法)関連の改正	2
3.	毒物及び劇物取締法(毒劇法)関連の改正	2
4.	医薬品医療機器等法関連の改正	3

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関連の改正

1-1.「優先評価化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(令和6年4月1日付官報)により、次の12物質が「優先評価化学物質」に指定された。

通し番号	名	整理番号
274	N, N, N-トリメチル-1-オキシラニルメタンアミニウムの塩	(2)-343
275	3 - [(2-エチルヘキシル) オキシ] プロパン -1 , $2-ジオール$	(2)-414
276	2- (2-ブトキシエトキシ) エタン-1-オール (別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル)	(2)-422 (7)-97
277	<i>N, N</i> -ジメチルアセトアミド	(2)-723
278	酢酸エチル	(2)-726
279	酢酸 $n-\mathcal{I}$ ロピル	(2)-727
280	3-(N,N-ii)メチルドデカン $-1-r$ ミニウムイル) $-2-$ ヒドロキシプロパン $-1-$ スルホナートを主成分($80%$ 以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと(クロロメチル)オキシランと $N,N-ii$ メチルドデカン $-1-r$ ミンの反応生成物	(2)-1667 (2)-4305
281	カリウム=オクタデセンスルホナート又はカリウム=水素=オクタデセンジスルホナート又はカリウム= ヒドロキシオクタデカンスルホナート又は二カリウム=オクタデセンジスルホナート	(2)-2807 (9)-2038
282	カリウム=水素=ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又は カリウム=ヘキサデセンスルホナート又は二カリウム=ヘキサデセンジスルホナート	(2)-2807 (9)-2038
283	メチル=3-(3, 5-ジ- $tert$ -ブチル-4-ヒドロキシフェニル) プロパノアート	(3)-1736 (3)-1761
284	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	(3)-2492
285	1,4-ジオキサシクロヘキサデカン-5,16-ジオン	(5)-3881

(参照:経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin yusen 240401.pdf)

2. 労働安全衛生法(安衛法)関連の改正

2-1.「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第 233 号(令和 6 年 6 月 27 日付官報)により、労働安全衛生法第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の 名称が 141 件公表された。

(通し番号 31427~31567)

(参照:厚生労働省法令等データベースサービス https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240627K0020.pdf)

3. 毒物及び劇物取締法 (毒劇法) 関連の改正

3-1.毒物/劇物の指定または除外

政令第196号(令和6年5月29日付官報)により、毒物/劇物が次のように改正された。

(1)劇物に指定(施行日:令和6年6月1日)(猶予期間:令和6年8月31日)

1 4-クロロー 2-フルオロー 5- [(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニルー 5- [(トリフルオロメチル)チオ]ペンチルエーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

(2) 第2条第1項第10号のただし書き中25%が30%(下線部)に改められる(施行日:令和6年5月29日)

2-イソプロピルー4-メチルピリミジルー6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びこれを含有する製剤。ただし、5% (マイクロカプセル製剤にあっては、30%) 以下を含有するものを除く。

(3) 劇物から除外(施行日:令和6年5月29日)

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-2) ロロー 4,5,6,7-7 トラヒドロピラゾロ [1,5-a] ピリジン -2-4 ル) -5-[(シクロプロピルメチル) アミノ]-1 H- ピラゾールー 4- カルボニトリル(別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

(参照:厚生労働省法令等データベースサービス https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240529I0010.pdf)

(参照:国立医薬品食品衛生研究所 https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd partial 20240529 1.pdf)

4. 医薬品医療機器等法関連の改正

4-1. 指定薬物の指定と削除

(1) 厚生労働省令第81号(令和6年5月1日付官報)により、次の1物質、および3物質群が「指定薬物」に指定された。

	対象物質
1	N, N -ジエチルー 7 -メチルー 4 - (チオフェンー 2 -カルボニル) -4 , 6 , 6 a, 7 , 8 , 9 - ヘキサヒドロインドロ $\begin{bmatrix} 4 \\ 3-fg \end{bmatrix}$ キノリンー 9 -カルボキサミド及びその塩類
2	6a, 7 , 8 , $10a$ $ -$
3	6 a, 7 , 1 0, 1 0 a $ +$ $+$ $+$ $+$ $+$ $+$ $+$ $+$ $+$ $+$
4	6 a , 7 , 8 , 9 , 1 0 , 1 0 a $-$ ヘキサヒドロー 6 , 6 , 9 $-$ トリメチルー 6 H $-$ ジベンゾ $[$ b , d $]$ ピランの 1 位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、 3 位に直鎖状アルキル基(炭素数が 3 から 8 までのものに限る。)が結合する物であって、 1 位及び 3 位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類

次の3物質が「指定薬物」の指定より削除された。ただし、当該3物質については改正省令の施行後においても、上表2、3、4に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第二条第十五項に規定する指定薬物であることに変わりはない(施行日:令和6年5月11日)

	対象物質
1	6 a , 7 , 8 , 1 0 a $-$ テトラヒドロー 6 , 6 , 9 ートリメチルー 3 ーペンチルー 6 H ージベング $[$ b , d $]$ ピランー 1 ーイル= アセテート及びその塩類
2	6 a , 7 , 1 0 , 1 0 a $-$ テトラヒドロー 6 , 6 , 9 ートリメチルー 3 ーペンチルー 6 H ージベング $[$ b , d $]$ ピランー 1 ーイル = アセテート及びその塩類
3	6 a , 7 , 8 , 9 , 1 0 , 1 0 a $-$ ヘキサヒドロー 6 , 6 , 9 $-$ トリメチルー 3 $-$ ペンチルー 6 H $- ジベンゾ \begin{bmatrix} b & d \end{bmatrix} ピランー 1 -イル=アセテート及びその塩類$

(参照:厚生労働省法令等データベースサービス https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240501I0010.pdf)

(参照:厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475 00056.html)

